様式第10号の3

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明票 / 所定労働時間短縮開始時賃金証明票 （本人手続用）（介護・育児）

①被保険者番号	— —	③ フリガナ		④休業等を開始した日の年 月 日　令和 年 月 日
②事業所番号	— —	休業等を開始した者の氏名		
⑤名称 事業所所在地 電話番号		⑥休業等を開始した者の住所又は居所	〒 電話番号（ ） —	
事業主 住所 氏名		この雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票又は雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明票は、休業等を開始した日前の賃金支払状況等を記したものである。 公共職業安定所長 印		

休業等を開始した日前の賃金支払状況等

⑦休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 休業等を開始した日 月 日	⑧⑦の期間における賃金支払基礎日数	⑨賃金支払対象期間	⑩⑨の基礎日数	⑪賃金額 Ⓐ	⑪賃金額 Ⓑ	⑪賃金額 計	⑫備考
月 日～休業等を開始した日の前日	日	月 日～休業等を開始した日の前日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				
月 日～ 月 日	日	月 日～ 月 日	日				

⑬賃金に関する特記事項		休業開始時賃金月額証明票 / 所定労働時間短縮開始時賃金証明票 受理 令和 年 月 日 （受理番号 号）
⑭（休業開始時における）雇用期間	イ 定めなし　ロ 定めあり → 令和 年 月 日まで（休業開始日を含めて 年 カ月）	
※公共職業安定所記載欄		

必ず裏面をよく読んで下さい

注意

1　被保険者本人が介護休業給付の支給申請手続又は育児休業給付若しくは育児時短就業給付の受給資格の確認手続を行う場合は、事業主はこの休業等開始時賃金月額証明票（本人手続用）を速やかに本人に交付すること。

2　その場合、介護休業を開始した被保険者は、介護休業給付金支給申請書にこの休業等開始時賃金月額証明票（本人手続用）を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）に支給申請手続を行うこと。また、育児休業又は育児時短就業を開始した被保険者は、育児休業給付受給資格確認票又は育児時短就業給付受給資格確認票にこの休業等開始時賃金月額証明票（本人手続用）を添えて、事業所管轄安定所に速やかに提出すること。

3　被保険者が賃金日額特例措置対象予定者である場合は、事業主は離職票とともに、この休業等開始時賃金証明票を速やかに本人に交付すること。

4　その場合、賃金日額特例措置対象予定者は、事業主から交付された離職票とともに、この休業等開始時賃金証明票を本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出すること。

5　この休業等開始時賃金月額証明票（本人手続用）を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた事業所管轄安定所に申し出ること。